

# 「義務付け・枠付け」の見直しに係る当省の対応方針

## ※政府として地方分権改革に関する一括法で対応することが前提

### 全国知事会等から要望のあった事項（4法律）

法律・条項	制度概要	第3次勧告の指摘事項	対応の可否	対応案
小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項	設備導入資金貸付事業を行おうとする都道府県知事に対して、経済産業大臣が定める基準に従った「事業計画」（例えば、貸付予定総額等）の作成を義務付けたもの。	事業計画の作成の義務付けの廃止	○	経済産業大臣が事業の実施に関する基準を定めることを前提に、事業計画の作成の義務付けを廃止する方向で法制面から検討
中小企業団体法第101条の2第2項及び第3項	都道府県知事に対して、商工組合（又は協業組合）へ認可等を行う際に、経済産業大臣への事前協議（又は事後通知）を義務付けたもの。	国への事前協議（又は事後通知）の義務付けの廃止	○	経済産業大臣への事前協議又は事後通知について廃止する方向で法制面から検討
中小企業地域資源活用促進法第4条及び第5条	地域の中小企業者が法律上の支援措置を受けることができるよう、主務大臣が定める基本方針に基づいて、都道府県知事が作成し、主務大臣に認定を求める事ができる「基本構想」について、当該構想の項目（例えば、地域資源の内容）を定めたもの。	基本構想の作成及び認定について事実上の義務付けとならないよう廃止	○	中小事業者が認定申請を行う際の地域産業資源の採否について、国が都道府県知事の意見を反映する仕組みとなるよう、法制面から検討
企業立地促進法第5条及び第6条	地域の中小企業者等が法律上の支援措置を受けることができるよう、主務大臣が定める基本方針に基づいて、市町村及び都道府県が作成し、主務大臣に同意協議を求めることができる「基本計画」について、当該計画の項目を定めたもの。	基本計画に記載する項目のうち、国の支援措置を講ずる上での必要性が低い項目について同意協議の廃止又は届出化	○/×	基本計画への記載項目のうち、①既に第3次勧告で存置を許容されている項目（税財政上の特例措置等が講じられたもの等）のほか、②「産業集積の目標」（第1号）、「企業立地及び事業高度化目標」（第6号）及び「環境保全等への配慮」（第10号）については、基本計画の根幹をなすもの等であることから、記載項目を維持する必要がある。その他の項目の存廃については、法制面から検討

### 全国知事会等の要望事項ではないが都道府県のニーズに対応するため前倒しで回答する事項（1法律）

法律名	概要	第3次勧告の指摘事項	対応の可否	対応案
中小企業支援法第4条第1項	都道府県知事に対して、国の作成した支援計画に基づいた、中小企業支援事業の実施に関する計画の作成及び経済産業大臣への届出を義務付けたもの。	都道府県の支援計画の策定及び届出の義務付けの廃止	○	経済産業大臣が国の支援計画を策定する際に都道府県知事から意見を聴く仕組み（「対話と協力」）とすることについて、法制面から検討